

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:厚生労働省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 2次補正予算額	備 考
1. へき地保健医療対策 ①へき地保健医療対策費	7,999 の内数	7,489 の内数	△ 510	93.6%	—	○へき地住民の医療提供体制の充実を図るため「へき地医療拠点病院」、「へき地診療所」等の運営に要する経費の補助を行う。
②医療施設等整備費 (1)医療施設等設備整備費	2,218 の内数	2,068 の内数	△ 150	93.2%	—	○へき地保健医療対策等に関連する設備整備に要する経費の補助を行う。
うち遠隔医療設備整備事業	400 の内数	400 の内数	0	100.0%	—	○遠隔医療(遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・在宅患者に対する遠隔医療)の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等(ソフトウェアの導入を含む)の整備に要する経費の補助を行う。

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:厚生労働省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 2次補正予算額	備 考
(2)医療施設等施設整備費	2,198 の内数	2,449 の内数	251	111.4%	—	○へき地保健医療対策等に関連する施設整備に要する経費の補助を行う。
③ドクターヘリ導入促進事業	7,600 の内数	8,669 の内数	1,069	114.1%	—	○地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航の支援を行う。
④地域医療介護総合確保基金(医療分)	75,077 の内数	75,077 の内数	0	100.0%	—	○医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保や勤務環境改善等の地域の実情に応じた支援を行う。 (但し、診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されたものについては除く)

## 令和5年度過疎対策関係予算

府省名:厚生労働省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額  (A)	令和5年度 当初予算額  (B)	対前年度比較 増(△)減額  (B-A)	対前年度比  (B/A)	令和4年度 2次補正予算額	備 考
2. 地域医療介護総合確保 基金(介護分)	54,944 の内数	48,944 の内数	△ 6,000	89.1%	—	<p>○医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備等の促進のため必要な事業を支援する。</p> <p>○過疎地域における介護サービス提供体制の整備や介護人材の確保に対する支援として、介護施設等の整備や介護人材確保等を促進するための経費の補助を実施。</p> <p>○この中で、介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たって、過疎地域等の整備事業が優先的に盛り込まれるよう配慮することとともに、地域を限定して補助を行っている「生活支援ハウス」(高齢のため居宅生活が不安な者に対する住居の提供等を行うもの)の整備について、過疎地域を対象地域の一つに位置付けている。</p> <p>○また、令和2年度より、離島、中山間地域、過疎地域等における介護人材確保の取組を支援する観点から地域外部から就職するための引越等の費用の助成を実施している。</p>

## 令和5年度過疎対策関係予算

府省名:厚生労働省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 2次補正予算額	備 考
3. 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置	0.4 の内数	0.4 の内数	0	100.0%		○過疎地域を含めた中山間等地域に所在する小規模の事業所においては、訪問系・多機能系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても増額されることになる。他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を軽減する(通常10%の利用者負担を9%に軽減する)事業を実施している。
4. 離島等サービス確保対策事業	10 の内数	12 の内数	2	120.0%	-	○離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等に要する経費について補助を行う。
5. 生活環境の整備 ①水道施設整備費補助	16,902 の内数	17,002 の内数	100	100.6%	2,513 の内数	○水道施設整備に要する費用の一部を補助する。過疎地域においては、山梨県道志村における簡易水道の統合整備事業等を実施した。
②生活基盤施設耐震化等 交付金	21,804 の内数	20,154 の内数	△ 1,650	92.4%	34,537 の内数	○水道施設及び保健衛生施設等の耐震化対策等を推進するために交付金を交付する。過疎地域においては、石川県珠洲市における水道管路の耐震化事業等を実施した。

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:厚生労働省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 2次補正予算額	備 考
6. 地域雇用対策 ①地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)	1,155 の内数	947 の内数	△ 208	82.0%	—	○雇用情勢が厳しい地域等において、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して助成金を支給する。
②地域雇用活性化推進事業	1,336 の内数	1,230 の内数	△ 106	92.1%	—	○雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。
7. 良質なテレワーク(雇用型)の推進	1,939 の内数	558 の内数	△ 1,381	28.8%	—	○企業等における良質なテレワークの導入・定着の支援のため、以下の事業を行う。 ①企業等に対するワンストップでの総合的な相談窓口の設置・運営 ②テレワーク導入に必要なICT(情報通信技術)及び労務管理に関する企業向けのコンサルティングの実施 ③テレワークの導入に有益な情報を提供するテレワーク総合ポータルサイトの設置 ④テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー、表彰の実施 ⑤テレワーク勤務を制度として導入する中小企業事業主への助成 ※過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:厚生労働省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 2次補正予算額	備 考
8. 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト	338 の内数	338 の内数	0	100.0%	—	<p>○障害者の工賃水準の向上等を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「一億総活躍」社会)を実現するため、都道府県への支援により以下の取組を実施することを通じ、農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。</p> <p>①農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導、6次産業化の推進に向けた専門家の派遣 ②農業等に取り組む障害者就労施設におけるマルシェ(市場)の開催支援 ③農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、他の障害者就労施設で共有するなどの意識啓発等 ④農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援</p>
9. 社会福祉施設等施設整備費補助金	4,462 の内数	4,462 の内数	0	100.0%	9,949 の内数	<p>○障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。 ○障害者支援施設等について、防災・国土強靱化推進の観点から、耐震化整備や非常用自家発電整備の設置、浸水対策等に要する費用を補助する。</p>

## 令和5年度過疎対策関係予算

府省名:厚生労働省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 2次補正予算額	備 考
10. 保育所等整備交付金	41,674 の内数	—	—	—	35,746 の内数	○市町村整備計画等に基づく保育所等の整備に必要な経費の一部を支援する。
11. 保育対策総合支援事業 費補助金(保育士修学資金 貸付等事業) (小規模多機能・放課後児 童支援事業)	45,319 の内数	—	—	—	26,188 の内数	<p>(保育士修学資金貸付等事業)</p> <p>○保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。(保育対策総合支援事業費補助金の一部)</p> <p>○保育士修学資金貸付において卒業後、5年間の実務従事により返還を免除(過疎地域の場合は3年間に短縮される措置を実施)</p> <p>(小規模多機能・放課後児童支援事業)</p> <p>・地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。(保育対策総合支援事業費補助金の一部)</p>

※:全ての事業について、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

# へき地保健医療対策関係予算について

## へき地保健医療対策予算の概要

### 1 予算額

【令和4年度予算額】 【令和5年度予算額】  
80.0億円 → 74.9億円

### 2 内容

#### (1) へき地医療支援機構の運営 259百万円

都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。

#### (2) へき地医療拠点病院等の運営 6,571百万円

へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。

- ア へき地医療拠点病院運営費
- イ へき地保健指導所運営費
- ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む)
- エ へき地診療所医師派遣強化事業

#### (3) へき地巡回診療の実施 150百万円

無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。

- ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科)
- イ へき地巡回診療航空機(医科)
- ウ 離島歯科診療班

#### (4) 産科医療機関の運営 281百万円

分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。

#### (5) へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業 229百万円

無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。

- ア へき地患者輸送車(艇)
- イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機) など

## 医療施設等 設備 整備費補助金の概要

### 1 予算額

【令和4年度予算額】 【令和5年度予算額】  
22.2億円 → 20.7億円

### 2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

### 3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)

へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)

へき地診療所(公立・公的・民間・独法)

へき地患者輸送車(艇)(公立・公的・民間・独法)

へき地巡回診療車(船)(公立・公的・民間・独法)

へき地・離島診療支援システム(公立・公的・民間・独法) など

## 医療施設等 施設 整備費補助金の概要

### 1 予算額

【令和4年度予算額】 【令和5年度予算額】  
22.0億円 → 24.5億円

### 2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

### 3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)

へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)

へき地診療所(公立・公的・民間・独法) など

# 遠隔医療設備整備事業

医療施設等設備整備費補助金のメニュー予算

令和5年度当初予算額 4億円(4億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。



## 3 実施主体等

実施主体:都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者

補助率:2分の1

補助実績:令和元年度:6か所 23,054千円 令和2年度:8か所 27,634千円 令和3年度:15か所 105,609千円

# 鹿児島県十島村における遠隔画像診断及びオンライン診療の活用 (令和3年度事業)



○鹿児島赤十字病院と十島村有人7島の7つのへき地診療所において、遠隔医療支援システム機器を更新。

○医師が常駐していない7島において、患者宅を看護師が訪問する際に、タブレット端末を持参し、必要時に医師へ患者の画像や心電図等の生体データをリアルタイムで伝達することで、自宅にいながら、遠隔診療や医師の指示のもと看護師による適切な処置を受けることが可能となる。

(※) 十島村について

十島村は、鹿児島市から南へ200kmの洋上、南北に160kmの海域に点在する有人7島・無人5島で構成され、交通手段は村営定期船が週2便運航する小規模離島村である。医療機関は有人7島にへき地診療所が設置され、常勤医が不在で看護師のみの常駐となっている。

# 拡充 ドクターヘリ導入促進事業

令和5年度当初予算額 87億円 (76億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

## 2 事業の概要・スキーム

- ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



## 3 実施主体等

実施主体：都道府県 (基地病院 (救命救急センター))

補助率：1/2

補助基準額 (予定)：

3.31億円 (飛行時間300時間以上)

3.07億円 (飛行時間200以上300時間未満)

2.89億円 (飛行時間200時間未満)

負担割合：国1/2、都道府県1/2

## 4 見直し内容

- 補助基準額について、令和3年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う
- 補助基準額の基礎となる飛行時間について、従来の「出勤時間」に加え、事業の実施に不可欠である「空輸時間」及び「訓練時間」も飛行時間に含める
- 機体数の1機増に対応する

## 5 事業実績

○ 導入状況 46都道府県56機にて事業を実施 (令和4年4月18日現在)

※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県

(予定)

令和5年度 1県 愛知県(2機目)

令和5年度当初予算額 751億円（751億円） ※（）内は前年度当初予算額

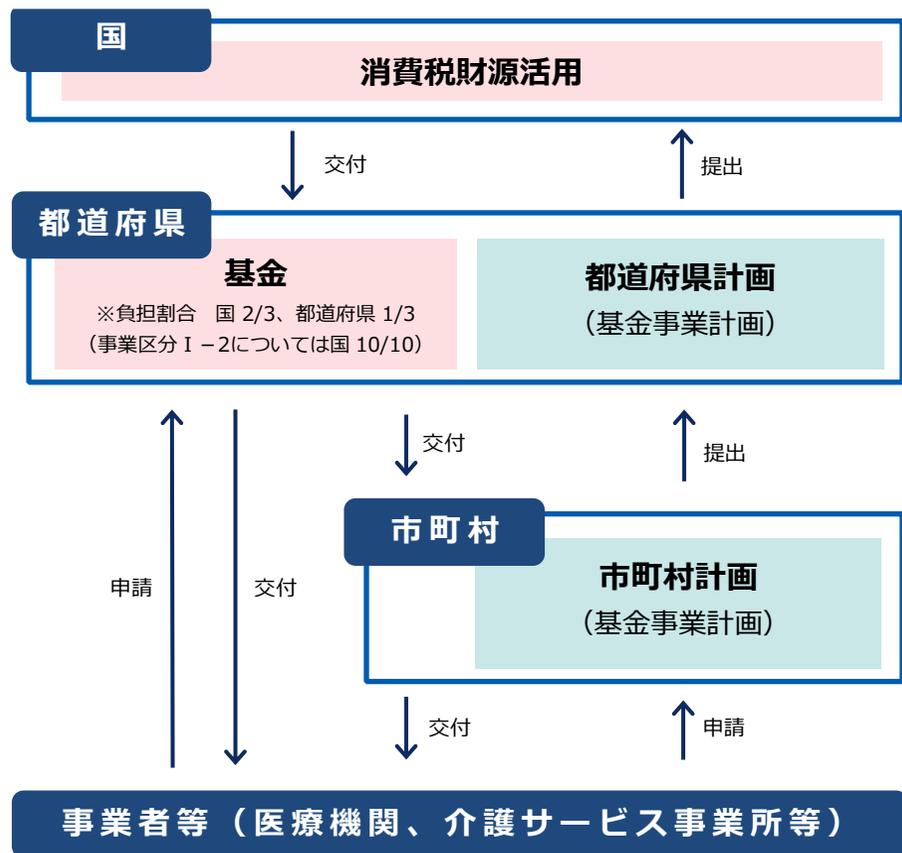
※国負担：医療分 751億円、介護分489億円

※公費：医療分1,029億円、介護分734億円

## 1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体



## 3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

## 4 対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

## 5 事業実績

◆ 令和3年度交付決定額：562億円（47都道府県で実施）

令和5年度当初予算額 352億円（412億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、地域のニーズ等に適したメニューの充実を行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。 ※赤字が令和5年度拡充分。

### 【対象事業】

#### 1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。  
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。〈令和5年度までの実施〉
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・**災害イエローゾーン**に立地する老朽化等した広域型介護施設の**移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）**にかかる整備費の支援を実施。

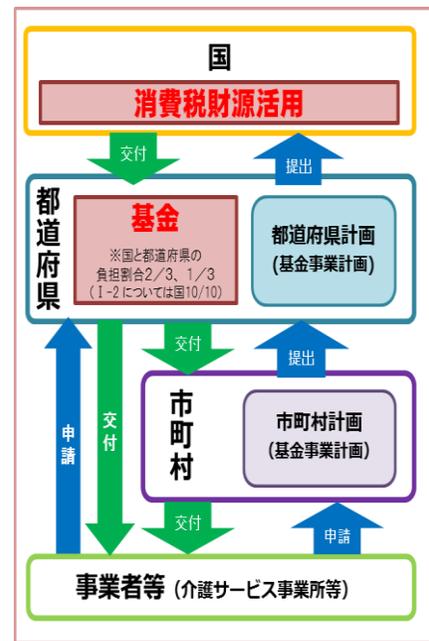
#### 2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。  
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
- ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。  
〈令和5年度までの実施〉

#### 3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ③ 介護療養型医療施設等から老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を実施。
- ④ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- ⑤ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

### <実施主体等>



<令和3年度交付実績> 42都道府県

令和5年度当初予算額 137億円（137億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

## 2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和3年度交付実績：47都道府県）※赤字下線は令和5年度新規・拡充等

### 参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施等

### 資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
  - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
  - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
  - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
  - ・離職した介護福祉士の所在等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
  - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- **外国人介護人材の研修支援**
- **外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援** 等

### 労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
  - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
  - ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援（拡充）※拡充は令和5年度まで
  - ・**総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進**
  - ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備
- 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制確保 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

# 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

令和5年度当初予算額 352千円  
令和4年度当初予算額 352千円

## 事業内容

- 中山間地域等においては、訪問系・多機能系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に10%相当の加算が行われることから、利用者負担も増額されることになる。
- このため、中山間地域等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額（通常10%の利用者負担を9%に軽減）するもの。

## 実施主体

- 市町村

## 補助内容

- 減額分について、社会福祉法人等が利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1/2について、助成を行う（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）。

# 拡充 離島等サービス確保対策事業

令和5年度当初予算額 12百万円（10百万円）※（）内は前年度当初予算額。

## 1 事業の目的

- 離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。

## 2 事業の概要

### 都道府県が行う事業

- サービス確保対策検討委員会の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度について周知  
離島等地域の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。

### 市区町村が行う事業

- 事業推進会議の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度についての周知  
サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。
- 介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施  
サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援（ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援）、環境整備等の試行的事業を実施。

### 離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業

- 各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施  
高齢者の安心・安全で自立した生活が可能となるよう、次のような事業を実施。

#### 介護人材の確保

介護従事者等が地元の学生等に対して、仕事内容ややりがいについて語り、進路相談等を行うことで、地元の介護職に就職してもらうための動機付けとなるような機会を確保する事業

#### 意見交換の場の提供

介護従事者をはじめとする多職種が連携して、サービス提供に当たっての情報共有を行うことを目的として意見交換の場を提供する事業

#### サービス提供体制の確保<拡充>

離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した場合に必要なサービス提供を行うなど、島内のサービス提供体制を確保するための事業

## 3 実施主体等

### 【実施主体及び補助率】

- 都道府県・指定都市・中核市  
国1/2、都道府県等1/2
  - ・ 地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合  
国3/4、都道府県等1/4
- 市区町村  
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
  - ・ 離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業を実施し、地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けている場合  
国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することも可能。

### 【事業実績】

- 実施箇所数：17自治体（令和3年度）

※上記赤字下線部は、令和5年度から追加・明確化。

# 水道施設整備事業

令和4年度当初予算額	387億円
令和4年度補正予算額	371億円
令和5年度当初予算額	372億円

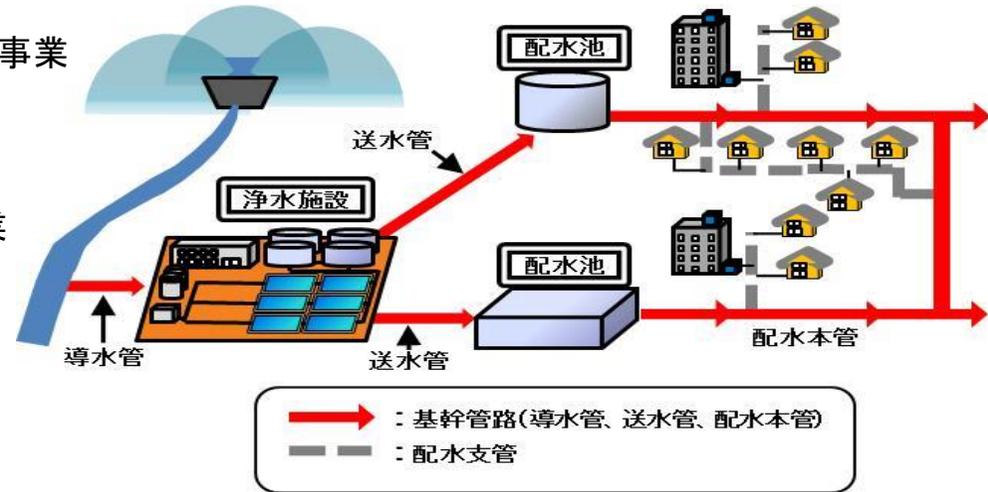
## 事業概要

水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保する。

## 補助・交付対象

1. 簡易水道等施設整備費補助  
・布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業
2. 水道水源開発等施設整備費補助  
・ダム等の水道水源施設整備事業  
・水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
3. 生活基盤施設耐震化等交付金  
・水道施設の耐震化事業  
・水道事業の広域化等

※ 簡易水道事業・・・給水人口101～5,000人の水道事業  
上水道事業・・・給水人口5,001人以上の水道事業



## 事業実施主体

地方公共団体等

## 補助・交付率

国：1/2、1/3、1/4等

※ 地方公共団体の財政力指数、事業内容によって補助率は異なる。

## 交付実績(令和4年度)

- ・水道施設整備費補助(上記の1・2):  
過疎地域においては、山梨県道志村における簡易水道の統合整備事業等を実施した。
- ・生活基盤施設耐震化等交付金(上記の3):  
過疎地域においては、石川県珠洲市における水道管路の耐震化事業等を実施した。

# 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

令和5年度当初予算額 9.5億円（12億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

## 1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

### 対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上</li> <li>(2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下 ただし、全国平均の2/3が1以上の場合は1、0.67未満の場合は0.67以下</li> </ul> </li> <li>○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域</li> </ul>
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

### 助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3（2）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10～19人	20人～
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- ※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

### スキーム



### 実施主体

都道府県労働局

### 実績

令和3年度支給額：13億円の内数

# 地域雇用活性化推進事業

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

令和5年度当初予算額 12億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

## 2 事業の概要

○地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定

○地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」をコンテスト方式で選抜

○事業実績（就職件数等）：3,820人の内数（令和3年度）

## 3 事業のスキーム・実施主体等

### 対象地域

I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

① 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00、0.67未満である場合には0.67）以下であること

② 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

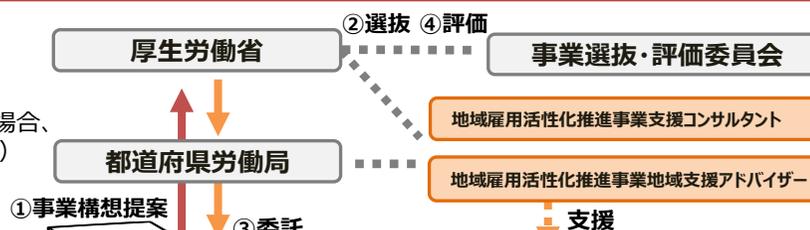
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域

実施主体：地域雇用創造協議会  
（自治体や地域の経済団体等で構成）

事業実績：令和元年度より実施

事業規模：各年度4千万円（複数市町村で連携する場合、1地域あたり2千万円/加算（加算上限1億円/年））

実施期間：3年度以内



### 事業所向け

#### A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組

魅力ある雇用の確保を図る講習会等の実施

- 新分野進出、販路拡大、生産性向上に必要な技術、ノウハウを学ぶ講習会
- 意欲ある企業が行う新分野進出等の取組への伴走型支援 等

魅力ある雇用の確保・拡大

### 求職者向け

#### B 人材育成の取組

地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施

- 地域農産物の知識・取扱い・加工等や職業スキル（IT、接客等）を学ぶ講習会（オンライン型を含む）
- 地域企業における職場体験 等

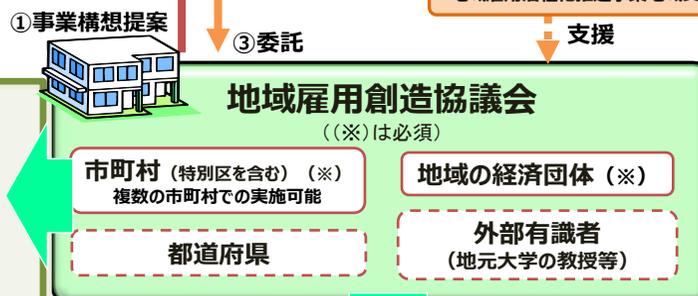
スキルアップ・人材の確保

#### C 就職促進の取組

A、Bを利用した事業主・求職者やUIターン就職希望者を対象にハローワークと連携した説明会等の実施

- 集合型又はオンライン型による合同企業説明会・就職面接会 等

面接会等によるマッチング



# 令和5年度 雇用型テレワークの導入・定着促進のための施策概要

▶ 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、ワンストップでの相談窓口の設置、テレワークを制度として導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。

## 1. 雇用型テレワークガイドライン等の周知

### テレワークガイドラインの周知

テレワークを適切に導入及び実施するにあたっての注意すべき点について周知・啓発を実施。

### テレワークモデル就業規則の周知

テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を、各種セミナー等を通じて周知を行う。

## 2. 企業等への相談対応、テレワーク導入費用の助成による支援

### テレワーク相談センターの設置・運営

- ・ テレワーク相談センターを設置し、企業等へのコンサルティングやテレワーク導入のアドバイス等、導入支援を実施。
- ・ 働き方改革推進支援センターと連携し、地域の相談ニーズに対応。
- ・ 関係省庁と連携し、労務管理やICT活用をワンストップで相談できる窓口を設置。

### 人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを制度として導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器等の導入等に係る経費を助成。  
※令和3年度における支給決定件数： 29件

### 国家戦略特別区域における導入支援

国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携した各種支援をワンストップで実施。

## 3. 適正な労務管理下でテレワークを導入・定着させている企業の事例紹介等

### セミナーの開催

総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナー等を開催。

### 厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、表彰企業等の取組を幅広く周知。

# 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト (工賃向上計画支援等事業特別事業)

## 事業の趣旨

令和5年度当初予算額 3.4億円 (3.4億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和3年度は、46自治体に対して交付決定を行った。

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「1億総活躍」社会)の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

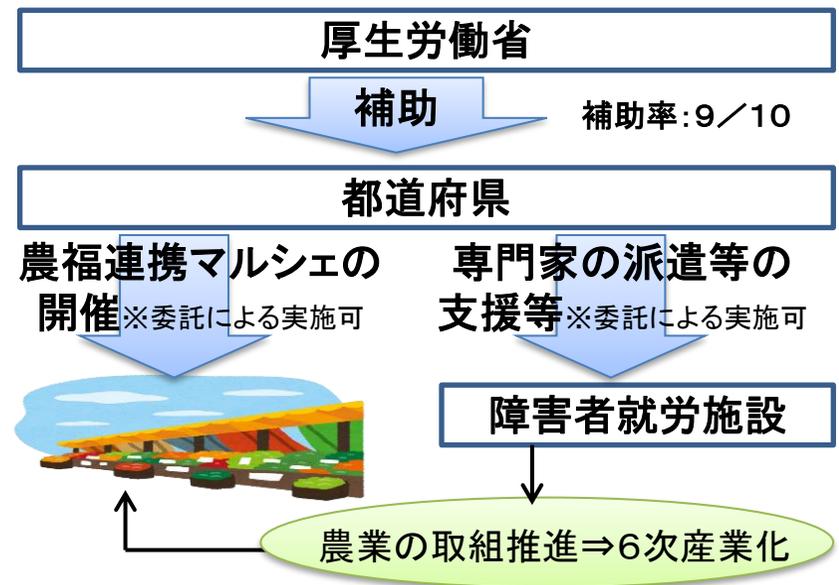
## 実施主体

都道府県  
※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

## 補助内容・補助率

- 農業等の専門家派遣による6次産業化の推進  
農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。
- 農福連携マルシェ開催支援事業  
農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。(ブロック単位でも開催可)
- 意識啓発等  
農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。
- マッチング支援  
農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。  
※過疎地域における取組を優先的に補助。

## <事業のスキーム>



農福連携マルシェへの参加



# 社会福祉施設等施設整備費補助金

令和4年度予算額  
**45億円**  
(令和3年度補正予算 85億円)



令和5年度予算額  
**45億円**  
(令和4年度補正予算 99億円)

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。  
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

## 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



## 耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



## 生活保護施設等の整備

- 生活保護法、売春防止法の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、婦人保護施設等）等の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



### 【令和4年度実績（内示ベース）】

- 過疎地域における整備  
大船渡市、久米南町、砂川市（2箇所）、平取町、湯沢市、南丹市、長門市、宇和島市、上天草市  
計 10箇所

# 就学前教育・保育施設整備交付金

令和5年度当初予算 295億円 + 令和4年度第2次補正予算 357億円

※令和5年度当初予算はこども家庭庁予算。令和4年度第2次補正予算は厚生労働省(保育所等整備交付金)予算。

## 1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

## 2. 施策の内容

### 【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

※保育所や認定こども園向け補助金の一元化

## 3. 実施主体等

【実施主体】（私立）市区町村

【設置主体】（私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村  
※保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等  
※保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く

### 【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合＞

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

（公立） 国：1／3、設置者（市区町村）：2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。

# 保 育 士 修 学 資 金 貸 付 等 事 業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算 457億円の内の数 (453億円) ※()内は前年度当初予算額

+ 令和4年度第2次補正予算 42億円

## 1. 施策の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

## 2. 施策の内容

【貸付事業のメニュー】

<p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</li> <li>○ 卒業後、5年間の実務従事（貸付を受けた都道府県の施設）により返還を免除 →現在、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域に適用拡大【拡充】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付額（上限） <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学 費 5万円（月額）</li> <li>イ 入学準備金 20万円（初回に限る）</li> <li>ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）</li> <li>エ 生活費加算 4～5万円程度（月額） <small>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</small></li> </ul> </li> <li>※貸付期間：最長2年間</li> </ul>
<p>2. 保育補助者雇上支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減</li> <li>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児を持つ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付</li> <li>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</li> <li>○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</li> </ul>
<p>3. 未就学児を持つ保育士の保育所復帰支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間</li> </ul>
<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付額(上限) 就職準備金 40万円</li> </ul>
<p>5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等に勤務する未就学児を持つ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</li> <li>○ 2年間の勤務により返還を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間</li> </ul>

## 3. 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

# 小規模多機能・放課後児童支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和4年度予算：453億円の内数 → 令和5年度予算：457億円の内数)

- 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

## 1. 事業の趣旨・内容

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業所など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合に、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業とは連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

## 2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）  
※適切と認めた者に委託可

## 3. 補助率

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

## 4. 補助単価（案）

- ①運営費：1,063千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,263千円）
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：670千円
- ③環境整備のための設備費等：2,000千円

## 5. 事業イメージ

